**平成２４年（フ）第４１６号**
和歌山市西蔵前丁106番地
債務者　楠本美笑子
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４１８号**
和歌山県岩出市清水442番地　１―407号
債務者　橋立商店こと　大田　智士(旧姓橋立)
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４２０号**
和歌山市有本８番地の５　サテンサ堀久306
債務者　鈴木妃都美（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４２３号**
和歌山市松島208番地の２　ＫＥＩＨＯマンション306号、申立時の住所和歌山市蔵小路10番地の２　302号
債務者　小山　祐司
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４２４号**
和歌山県岩出市東坂本214番地の１　127号
債務者　下畑　元樹
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４２５号**
和歌山市津秦165番地の１　マンション津守206号室
債務者　堀　　麻里
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４２６号**
兵庫県加古川市八幡町宗佐544　播磨社会復帰促進センター内、住民票上の住所和歌山市津秦165番地の１
債務者　堀　　恵明
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４３４号**
和歌山県紀の川市北大井402番地９
債務者　秋田　佳秀
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４３５号**
和歌山県紀の川市北大井402番地９
債務者　秋田さとみ
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４４１号**
和歌山県岩出市西国分569番地の３　607号
債務者　岡本　　剛
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４４４号**
和歌山市狐島615番地の199　興里マンション13号室、申立時の住所和歌山市宇須４丁目４番57号
債務者　日高　　亮
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４６８号**
和歌山市磯の浦211番地の１
債務者　岸　　志奈（旧姓渕上）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第４７０号**
和歌山市砂山南２丁目２番８号　コープ砂山103
債務者　大窪　美文（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第３４４号**
青森市奥野２丁目９番10号　青葉荘２－Ｂ
債務者　三浦　　博
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第９３号**
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原146番地39
債務者　相馬　たけ
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２４年（フ）第９４号**
青森県五所川原市字田町173番地２　コーポ田町１号
債務者　三浦　清香
1　決定年月日時　平成25年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２５年（フ）第１号**
青森県五所川原市みどり町２丁目15番地　市営住宅28―13
債務者　工藤　柾則
1　決定年月日時　平成25年１月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係